

＜自殺に関する統計資料にかかる留意点＞

R4.3.8

沖縄県地域保健課

自殺に関する統計には主に下記2つがあり、統計の作成過程が異なるため値が異なる場合があります。

1.人口動態統計

- ・厚生労働省が実施している人口動態調査に基づく統計。
- ・集計対象は日本国内に居住する日本人。
- ・死亡届／死亡診断書（死体検案書）に記載の、住所地と死亡日時に基づき集計。

2.自殺統計

- ・捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し計上。
- ・日本にいる外国人も集計の対象。

また、「自殺統計」の内、下記の違いにおいても値が異なる場合があります。

自殺日 or 発見日 ／ 住居地 or 発見地 ／ 速報値 or 暫定値 or 確定値

今回提供する資料は「自殺統計」を元に下記により集計しております。

- ① 令和2年中における沖縄県の自殺の状況（地域保健課作成）
自殺日 ／ 住居地 ／ 確定値
- ② 令和3年警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等（厚労省作成）
発見日 ／ 発見地 ／ 確定値（R3については速報値）
- ③ 令和3年地域における自殺の基礎資料に基づく自殺者数の推移（地域保健課作成）
自殺日 ／ 住居地 ／ 確定値（R3については速報値）

※これにより、例えば令和2年の自殺者総数は資料①では208人、資料②では214人という差異が生じております。

※当課では、県内に住居地を持つ方の状況を把握するために住居地を元に集計しております。